二十二　森林整備等に要する経費があるもの。	当該年度の基準財政需要額の算定に用いた林野水産行政費に係る林業及び水産業の従業者数が零の市町村について、次の算式によって算定した額とする。 算式 A×3,132円＋B×144,606円＋C×105円 算式の符号 A　次の算式により算定した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） 算式 a×b 算式の符号 a　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第３号。以下「森林環境税法」という。）第28条第１項に規定する私有林人工林の面積 b　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則（平成31年総務省令第40号。以下「森林環境税法施行規則」という。）第１条の２の表上欄に掲げる市町村の区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げる率 B　森林環境税法第28条第１項及び森林環境税法施行規則第２条第１項に規定する各市町村において林業に就業する者の数。ただし、森林環境税法施行規則附則第４条第１項の規定の適用を受ける市町村については、当該規定による数 C　森林環境税法第28条第１項及び森林環境税法施行規則第３条に規定する各市町村の人口。ただし、森林環境税法施行規則附則第５条第１項の適用を受ける市町村については、当該規定による人口

三　次に掲げる額の合算額

イ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によって算定した額（第九号、第十一号ロ、第十三号、第十八号、第二十七号、第四十号、第四十五号、第四十九号、第五十二号、第六十四号及び第六十八号に掲げる事項については、これらの規定によって算定した額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市にあっては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の指定都市にあっては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の指定都市にあっては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とし、第十号、第十一号ニ、第十二号、第十七号、第十九号、第二十号、第四十三号、第四十四号、第四十六号、第六十一号、第六十三号、第六十六号、第六十七号及び第六十九号に掲げる事項については、これらの規定によって算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあっては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあっては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあっては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

二十二　森林整備等に要する経費があるもの。	当該年度の基準財政需要額の算定に用いた林野水産行政費に係る林業及び水産業の従業者数が零の市町村について、次の算式によって算定した額とする。 算式 A×3,132円＋B×137,894円＋C×105円 算式の符号 A　次の算式により算定した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） 算式 a×b 算式の符号 a　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第３号。以下「森林環境税法」という。）第28条第１項に規定する私有林人工林の面積 b　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則（平成31年総務省令第40号。以下「森林環境税法施行規則」という。）第１条の２の表上欄に掲げる市町村の区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げる率 B　森林環境税法第28条第１項及び森林環境税法施行規則第２条第１項に規定する各市町村において林業に就業する者の数。ただし、森林環境税法施行規則附則第４条第１項の規定の適用を受ける市町村については、当該規定による数 C　森林環境税法第28条第１項及び森林環境税法施行規則第３条に規定する各市町村の人口。ただし、森林環境税法施行規則附則第５条第１項の適用を受ける市町村については、当該規定による人口

三　次に掲げる額の合算額

イ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によって算定した額（第九号、第十一号ロ、第十三号、第十八号、第二十七号、第四十号、第四十五号、第五十号、第五十三号、第六十五号及び第六十九号に掲げる事項については、これらの規定によって算定した額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市にあっては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の指定都市にあっては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の指定都市にあっては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とし、第十号、第十一号ニ、第十二号、第十七号、第十九号、第二十号、第四十三号、第四十四号、第四十六号、第六十二号、第六十四号、第六十七号、第六十八号及び第七十号に掲げる事項については、これらの規定によって算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあっては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあっては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあっては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額